

しるべ通信

第16号(2018年盛夏号)

しるべ総合法律事務所 平成30年7月20日発行
460-0002 名古屋市中区丸の内3-7-27

ご挨拶

しるべ通信16号をお届けいたします。

今月発生した西日本豪雨は、12もの多府県にわたって200名以上の死者を出す大惨事となり、家屋はもちろん山林、農地をはじめ、鉄道、道路、水道、電気、ガスなどに広範な被害が発生しました。復興は二次災害の危険もあって容易に進むものではありませんし、避難継続を余儀なくされている方も大勢おられます。被害を受けた皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに復興に当たっておられる多くの方々に感謝の念を申し上げます。

日本気象協会では、西日本豪雨の原因を①梅雨前線の長期の停滞（台風から変わった温帯低気圧が日本の東に進んだ後、オホーツク海高気圧の勢力が強まり、太平洋高気圧との間で梅雨前線が停滞したこと）②大量の水蒸気の供給（太平洋高気圧の縁辺を廻る暖かく湿った気流が梅雨前線に長時間流入することで、広域にわたり長時間大雨が続いたこと）としていますが、かなり特殊な条件が重なったもので、よく起きる気象条件ではなかったようです。

他方で、国内外において地震や噴火はよく起こっています。環太平洋火山帯の活動が21世紀には活発化し、2018年にも頻発するような見通しを地球物理学者の多くが表明しています。常に災害の備えを怠らないよう努める必要があるでしょう。（弁護士 相羽洋一）



線香花火 (http://blog-imgs-38.fc2.com/p/h/o/photogenic007/spark_0002.jpg)

相続問答あれこれ (14)

相続人がいないときは、相続財産はどうなるか

弁護士 鷲 見 弘

Q 1 以前に、法定の相続人が存在しなかったり、あるいはいても相続人の全員が相続を放棄すれば相続財産はどうなるのかという問題について、あらためてご説明をいただくということになっていましたが。

A そうですね、今日はその問題についてお話ししましょう。相続する人がいるかどうか不明の時点で相続財産は法人とみなされ、利害関係人（例えば、被相続人の債権者）又は検察官の請求によって、家庭裁判所が相続財産管理人を選任することになります。通常は弁護士が選任されます。そして裁判所はこれを直ちに公告します。これは相続人が本当にいないかどうか確かめるのが主たる目的です。

Q 2 公告というのは実際にはどのようなことをするのでしょうか。

A 家庭裁判所の掲示板に掲示し、それと官報に掲載することになっています。また、家庭裁判所が相当だと認めた場合には日刊新聞にも掲載します。

Q 3 相続財産管理人は、どんなことをするのですか。

A 相続財産の内容を調査して財産目録を作り、家庭裁判所と管理人選任の請求をした人に相続財産の状況を報告することになっています。そして裁判所の公告後2か月経っても相続人のあることが明らかにならなかったときは、相続財産管理人は、更に2か月を下らない期間を定めて、被相続人の債権者と被相続人から遺贈を受けた人に対して請求の申し出をするように公告をします。これは管理人からの公告です。

Q 4 それで、その請求の申し出があれば管理人が債権者への支払いをするのですか。

A いいえ、法律はもっと慎重です。債権者からの申出期間が切れた後、家庭裁判所は相続財産管理人又は検察官の請求により、6か月を下らない期間を決めて、もし相続人があればその権利を主張するようにと、もう一度公告をするのです。

Q 5 へえ、随分と念入りなんですね。それで、その期間が過ぎた後、債権者や遺贈を受けた人にはその請求どおりのものが支払われたり、引き渡されたりするのですか。

A それは、相続財産管理人が正しい請求だと認めれば支払いや引渡がされるでしょう。実際には、家庭裁判所の担当裁判官との相談のうえ決めると思われます。場合によっては争いになって、訴訟になることもあるでしょうね。

Q 6 なるほど、それで債権者等への支払いなどが終わった後、残った財産はどうなりますか。

A 残った財産について、相続人ではないけれども、生前被相続人と生計を同じくしていた者、あるいは被相続人の療養看護に努めた者その他被相続人と特別の縁故があった者から請求があって、相当と認められた場合は、家庭裁判所は残った相続財産の中

から相当額を支払うという制度があります。相続財産について債権者がいなくても、このような特別縁故者だという人が、最初からそれを目的として相続財産管理人の選任の請求をし、結果的に相当額の分与を認められた事例もあります。

Q 7 最後まで残った相続財産はどうなりますか。

A その中から、相続財産管理人に対する報酬が支払われますが、さらに余れば国庫に帰属します。最後の最後まで、法律は、本来国民の財産であった相続財産をできるだけ国民の中へ還元したいということを考えて作られていることがよく分かりますね。

Q 8 ところで、逆に遺産の額よりも届け出られた債権の方が多くなってしまったときはどうなりますか。

A その時は、相続財産管理人が、届け出た債権者の各債権額に応じて按分比例で支払います。もっとも相続財産管理人の報酬は優先して除かれますが。

【参考規定】

民法

第951条 相続人のあることが明らかでないときは、相続財産は、法人とする。

第952条 前条の場合には、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって、相続財産の管理人を選任しなければならない。

2 前項の規定により相続財産の管理人を選任したときは、家庭裁判所は、遅滞なくこれを公告しなければならない。

第954条 相続財産の管理人は、相続債権者又は受遺者の請求があるときは、その請求をした者に相続財産の状況を報告しなければならない。

第957条 第952条第2項の公告があった後2か月以内に相続人のあることが明らかにならなかったときは、相続財産の管理人は、遅滞なく、すべての相続債権者及び受遺者に対し、一定の期間内にその請求の申出をすべき旨を公告しなければならない。この場合において、その期間は、2か月を下ることができない。

第958条 前条第1項の期間の満了後、なお相続人のあることが明らかでないときは、家庭裁判所は、相続財産の管理人又は検察官の請求によって、相続人があるならば一定の期間内にその権利を主張すべき旨を公告しなければならない。この場合において、その期間は、6か月を下ることができない。

第958条の2 前条の期間内に相続人としての権利を主張する者がいないときは、相続人並びに相続財産の管理人に知れなかった相続債権者及び受遺者は、その権利を行使することができない。

第958条の3 前条の場合において、相当と認めるときは、家庭裁判所は、被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者その他被相続人と特別の縁故があった者の請求によって、これらの者に、清算後残存すべき相続財産の全部又は一部を与えることができる。

2 前項の請求は、第958条の期間の満了後3か月以内にしなければならない。

第959条 前条の規定により処分されなかった相続財産は、国庫に帰属する。

入れ墨の絵柄も著作物

弁護士・弁理士 相 羽 洋 一

1 写真を模写した入れ墨の絵柄も著作物

入れ墨の絵柄が著作物として認められた裁判例があります(東京地裁平成23年7月29日判決、裁判所HP)。入れ墨の彫り師が依頼者に観音像の入れ墨を施したところ、依頼者が彫り師に無断で自己の出版物の表紙などにその入れ墨の写真を画像処理して掲載したため、彫り師が依頼者に対して氏名表示権(著作権法19条)及び同一性保持権(同法20条)の侵害だとして損害賠償を請求した事件です。依頼者は、彫り師の入れ墨は仏像写真集の中の観音像の写真を写し取っただけであるから創作性がなく、著作物に当たらないと主張しました。これについて判決は、彫り師が他人の仏像写真を元に作成した下絵によって彫り込んだ仏像の入れ墨ではあるが、両者には多くの表現上の相違が見られ、それは彫り師が下絵の作成に際して構図の取り方や仏像の表情等に創意工夫を凝らし、輪郭線の筋彫りや描線の墨入れ、ぼかしの墨入れ等の際しても様々の道具を使用し、技法を凝らして入れ墨を施したことによるものと認められるから創作性があり、著作物性があると判断しました。そして、入れ墨の写真に加えた画像処理はありふれた変更にすぎないから入れ墨の著作者である彫り師の氏名表示権及び同一性保持権を侵害するとして損害賠償請求を認めました。

2 写真の模写による絵柄の二次的著作物性

判決では明確にされていませんが、本件写真のようなある著作物に基づいて創作性のある著作物が制作された場合、元の著作物を翻案して創作された二次的著作物(同法2条1項11号)なのか、元の著作物とは別個の新しい著作物となるのかが問題になり得ます。前者であればその二次的著作権者であっても同法11条により元の著作物の著作権者の許諾なく二次的著作物の利用ができないことになりますが、後者であれば元の著作物と関わりのない新しい著作物ですから、誰の許諾もなくその著作物の利用ができるという違いがあるからです。もっとも二次的著作物の著作権者は二次的著作物の著作権の侵害をする第三者(本件での依頼者など)に対しては元の著作物の著作権者の承諾なく損害賠償等の権利行使ができますから本件では特に問題にはなりません。ただ彫り師が基にした写真の著作権者からは入れ墨の制作は著作権侵害と主張される可能性はあります(大阪地方裁判所平成28年7月19日判決)。

3 入れ墨の施術と医行為

なお、入れ墨の施術は、医師法17条に定める医師の資格のない者が行うことが禁じられている医行為に該当するとして、医師免許のない彫り師が入れ墨を施術した行為について有罪とした裁判例があります(大阪地方裁判所平成29年9月27日判決)。判決は医行為について「医師が行うのでなければ保健衛生上危害を生ずるおそれのある行為をいう」と定義し、入れ墨は真皮内の血管網を損傷して出血させるものであるため、被施術者が様々な皮膚障害等を引き起こす危険性を有しており、被施術者が何らかの病原菌等を保有していた場合には、血液や体液の管理を確実に行わなければ、施術者自身や他の被施術者に感染する危険性があるのみならず、当該施術室や施術器具・廃棄物等に接触する者に対しても感染が拡散する危険性もあるから、本件行為が保健衛生上の危害を生ずるおそれのある行為であることは明らかであるとししました。現在の日本で医師が入れ墨の施術をすることはほとんど考えられませんが、入れ墨にも様々な法律問題が絡んでいることにご注意いただきたいと思います。

ペットについて

弁護士 原 田 彰 好

先の集中豪雨で全国的に甚大な被害が出ましたが、皆様の所はいかがでしたでしょうか。被災された方には心からお見舞い申し上げます。

ところで、わが家も犬がいるので、災害避難の場合にペットはどうなるかについて、インターネットで検索したところ、環境省は「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を作って、災害時に飼い主のペットの保護の方法や、心構えなどを用意していることを知りました。災害時避難の際はペットを同行することが原則となっていますが、実際に避難先でペットを飼育するにはさまざまな問題があるように思いました。ただ「ガイドライン」の、災害時ペットの安全確保の解説や、普段からの水や食料、常備薬等非常時に備える飼い主の心構えは参考になり、また、避難所等での避難生活のためのルール作りも進められているなど、なるほどと思う内容でした。そして、自治体でも、災害時の動物救護センター等も用意する体制づくりをしているようです。

話は変わり、動物愛護管理法（動物の愛護及び管理に関する法律）というものがあります。昭和48年制定ですが、何回か改正がなされ整備されてきています。

ここでの「動物」は、人が飼養しているペットや家畜等を指します。ほ乳類に限定されず、鳥や虫類も含まれます。

この法律は基本原則として、「動物は命あるもの」として、人との共生を目指すとしています。そして、飼い主は、動物の健康と安全を確保する、動物が人に害を与えないようにする義務などを定めています。

動物取扱業者に対する行政の監督などの規制も徐々に整備がされてきています。

動物をみだりに殺し又は傷つけた、餌や水を与えないなど健康・安全を損なうなどの虐待や、動物を捨てる行為にも罰則が定められています。動物を捨てる行為には最高100万円の罰金が科されます。

名古屋市動物愛護センターには、飼い主が飼えなくなったり、親から見放された子猫たちが引き取られて収容されているそうですが、一昨年度昨年度ともに犬については殺処分ゼロを達成したそうです。しかし、猫については殺処分が続いており、2016年度名古屋市の猫の殺処分は約400匹だったということです。

名古屋市によれば、殺処分をゼロを目指し、愛護センターやボランティアが、収容された犬や猫について治療やしつけなどきめ細やかに世話をし飼い主に引き渡すことを進めていくとしています。

全国的にはまだまだペットの殺処分が行われています。飼い主や市民の意識改革への努力だけでは限界があり、制度的にはセンターに入る頭数減少のため、ペット販売業者やブリーダーへの法規制強化は避けられないのではないかと思います。早く、全国で殺処分ゼロが実現してほしいと思います。

裏口入学の民事上の効力について

弁護士 横 江 俊 祐

文部科学省の局長が、息子を東京医科大学に裏口入学させるために同大学に便宜を図ったとして受託収賄罪で逮捕されたことが話題になっています。これが事実だとすると犯罪が成立しそうですが、犯罪の成立によって、直ちに合格が無効とされるわけではありません。

犯罪になるのは贈賄・収賄で、今回はたまたま賄賂の内容が息子の裏口入学だっただけで、裏口入学それ自体が犯罪になるわけではないからです（ただし、裏口入学を知らない受験者に対する詐欺罪の共犯が成立する余地はあります。）。

では、裏口入学は民事上無効になるのでしょうか。

民法90条は「公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。」と定めています。要するに、常識に外れた契約（典型的には愛人契約など）は無効ということです。したがって、裏口入学は民法90条により民事上無効で、かつ、この無効は誰でも主張することが民法上は可能です。

では例えば私が実際に裁判所で、今回の裏口入学は民法90条で無効であることを確認するという訴訟を提起して勝てるかというと、勝てません。なぜなら、私は本件の部外者なので、裏口入学が有効であるか否かについて利害関係がないため、民事訴訟法上、私には当事者適格がないとして私の訴えは却下されてしまうからです。

民法上は、裏口入学は無効で、誰でも無効だと主張できるのですが、民事訴訟法上は、裁判所に無効だと確認してもらおうとすると、あなたは部外者だからそのような裁判は認められません、と言われてしまうのです。本件で裏口入学の無効を裁判所で認めてもらう資格があるのは、裏口入学の効力に利害関係を有する人物でなければならないので、裏口入学した局長の息子、入学金等を負担した人物、裏口入学を受け入れた大学などになります。

次点で不合格になった受験者による訴訟も認められる余地はあります。しかしそのためには裏口入学によって合格枠が1人分減り、その結果自分が不合格になったと言わなければなりません。大学入試は定員数よりも多めに合格者を出すため定員数が一定でも合格者は毎年若干変動するのが常ですので、厳密にはこのように言えるかデリケートな問題が残ります。仮に、次点の不合格者による訴えが判決で認容されたとしても、その判決では、不合格者と大学との間で裏口入学が無効と扱われて不合格者が合格と扱われるという効果が生じるだけで、大学と裏口入学者との間でも裏口入学を無効にしろという効果が発生するわけではありません。

つまり極論すれば、裏口入学をした学生側と裏口入学を受け入れた大学側が裏口入学でも民事上有効だと開き直ってしまうと、裏口入学の事実が公にされ世間の批判に晒されても、裏口入学を有効なまま扱うことが現実的には可能になる余地があるということになります。

もっともこれは机上の空論で、これだけ耳目を集めれば大学側も学生側も裏口入学は民事上無効とせざるを得ませんので、きっと常識的な落着をするのでしょう。

「東京にマンションを買いませんか」という電話がかかってきたら

弁護士 成 瀬 玲

1 かぼちゃの馬車事件

4月上旬、サブリース契約による女性専用シェアハウス「かぼちゃの馬車」を運営していたスマートデイズが東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行ったものの、裁判所に棄却され（認められず）、破産手続きに移行するというニュースがありました。

2 サブリース契約とは

「かぼちゃの馬車」の仕組みは、オーナーが土地を購入し、その土地上に建物を建築した後に、スマートデイズが建物を一括して借り上げ、オーナーに対して約束した賃料を継続して支払うというものであり、このような建物の一括借り上げは、「サブリース契約」と呼ばれます。サブリース契約が結ばれるのは、不動産賃貸業を行うハードルや賃料収入減少リスクを下げるためです。不動産賃貸業は、所有する不動産を貸して賃料を得るということであり、一見すると単純で、簡単そうです。しかし、建物を貸すには借り主（賃借人）を募集し、借り主の候補者がきちんと賃料を支払ってくれるのか（信用があるか）を判断したうえで賃貸借契約を締結しなければなりません。そして、毎月賃料が入っているかを管理し、建物が傷んでくれば修理・修繕をしなければなりません。また、賃料をきちんと払ってくれない賃借人に対しては、支払いの督促をし、それでも払ってくれなければ賃貸借契約を解除し、建物の明け渡しを求めなければなりません。このように、不動産賃貸業は簡単そうだといっても、知識や経験の無い人や、サラリーマンなど他に本業がある人が行うには、なかなかハードルが高いものです。また、折角建物を建てても、賃借人が入らなければ、賃料は全くもらえないというリスクもあります。

そこで、このようなハードルやリスクを避けるために、不動産賃貸業の経験が豊富な会社（サブリース会社）に対して、オーナーが建物を一括して貸して、サブリース会社から、全ての賃貸物件について、毎月一定額の約束の賃料（サブリース料）を貰うというシステムが利用されるのです。なお、言うまでもありませんが、サブリース会社は、オーナーに支払うサブリース料よりも高い家賃で賃借人と賃貸借契約を締結することによって、その差額に相当する利益を得るという仕組みです。

3 問題のあるサブリース契約

このようにサブリース契約は、それなりに合理性を有するシステムであり、本来的に問題がある契約ではありません。

しかしながら、サブリース契約は、1年や2年といった短期の契約ではなく、30年などと長期間に亘って続く契約です。したがって、途中で、サブリース会社の経営状況が悪化し、サブリース料の減額を求められる可能性や、サブリース会社が、スマートデイズのように倒産してしまい、予定していた収益を得られなくなる危険性があります。しかも、オーナーが賃貸建物の建築のために金融機関から融資を受けていた場合には、予定していたサブリース料は得ら

れなくなっても、金融機関に対しては約束どおりに返済をしなければなりません。単にサブリース料が手には入らなくなってしまったというだけではなく、そのためにもし金融機関への返済が滞って経済的に破綻してしまったら、自己破産手続きや民事再生手続きの申立をせざるを得ないという最悪の事態ともなりかねません（もし、建物を自己資金で建築していれば、金融機関に対する借入金返済の義務は生じませんので、予定していた利益が得られないとしても、倒産などの最悪の事態は免れることができるでしょう。）。

更にいえば、往々にしてサブリース会社は、相場よりも高いサブリース料を支払うことを餌にして、オーナーに金融機関からの借入で賃貸物件を購入させることで利益を得ているようなことがあります。このようなサブリース会社は、サブリース契約を締結してから数年後に、不合理な理由でサブリース料の減額を強要し、その結果数年後には、オーナーには金融機関への返済額より少ないサブリース料しか支払わなくなってしまう倒産に追い込んでしまいます。

4 ご注意ください

サブリース契約は、不動産賃貸業を行うハードルを下げるに過ぎず、事業である以上、当然予定していた利益を得られないリスクや損失を被るリスクをゼロにすることはできませんし、何の知識もなくても良いはずがありません。「東京にマンションを買いませんか。毎月、賃料収入が得られて儲かりますよ。」といった勧誘の電話がかかってきたとき、契約をされる前に、一度、我々にご相談頂くのが賢明だと思います。



有期契約労働者の労働条件について

弁護士 渡 邊 真 也

1 有期契約労働者に関する裁判

平成30年6月1日、最高裁判所で有期契約労働者（期間を定めた雇用契約の労働者）の処遇に関して2つの事件の判決が出ました。「ハマキョウレックス事件※1」「長澤運輸事件※2」と呼ばれますが、いずれも運送会社における有期契約労働者の労働条件に関するもので、主に有期契約労働者と正社員に対する種々の手当の有無、差額について「不合理」と認められるか否かが争われました。労働契約法20条には、有期契約労働者の労働条件が、期間の定めのない契約の労働者（いわゆる正社員）の労働条件と相違する場合においては、それらの相違が、労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない、としているので、この点が争われたのです。

2 ハマキョウレックス事件

この事件では、有期契約労働者と正社員はいずれもトラック運転手で仕事の内容に違いはないものの、正社員は全国転勤の可能性があります、将来は会社の中核を担う人材として登用される可能性があるのに対し、有期契約労働者はその可能性がない点に違いがありました。

判決では、各手当の差が不合理か否かについて、①職務内容の違いに基づくものであれば不合理ではないが、そうでなければ不合理である、②将来転勤や出向の可能性、中核を担う人材として登用される可能性の有無によるものであれば不合理ではないが、そうでなければ不合理である、という基準のもとに、各手当の差が不合理か否かを個別に判断しています。

3 長澤運輸事件

定年後の有期契約労働者の労働条件が、正社員との比較において「不合理」といえるか否かが争点となりました。こちらは、有期契約労働者と正社員との間に仕事内容の違いはなく点では2と同じですが、配置転換等の可能性がないことも違いがない点でハマキョウレックスの事例とは相違しています。判決では、原告が定年後の有期契約労働者であることに注目しています。正社員は定年までの長期雇用を前提としているのに対し、定年後の有期契約者は長期雇用を前提としていないこと、さらには、長期雇用後の再雇用であることや年金受給も予定されていることが労働契約法20条にいう「その他の事情」として指摘されています。この指摘がハマキョウレックス判決と比較してその内容を複雑にしている感じがしますが、結論としては精勤手当（欠勤がない場合に支給する手当）を支給しないことは不合理と判断されましたが、その他の手当は趣旨、算出方法、交渉経緯のほか、老齢厚生年金の受給との兼ね合いなどから不合理性を否定しています。

4 考察

注意すべきは、本件はいずれも事例判断であり、結論を一般化することはできないという点です。皆さんの会社にも今回の事例で問題となった手当と同一名称の手当が設定されていることがあるかもしれませんが、手当は企業毎にその趣旨や算出方法、設けられた経緯などに相違があるため、通勤手当に差を設けているから直ちに不合理であるとか、賃金総額の差が20%を超えているから不合理、20%以内だから不合理ではないなどと単純比較で判断することはできません。2つの判決を自社に引き直して考える場合はその点に注意する必要があります。

もっとも、時代の流れは政府主導のもとに同一労働同一賃金の考え方に傾いていることも事実です。そういう意味では、手当等に差異を設けることはトラブルを生むリスクを高める要因となることは否定できません。ですから、事業主としては差異を設けることにつき合理的に説明できることがより重要になるかと思われます。更に言えば、古くからの慣行で様々な手当を支給している会社も多いかと思いますが、この機会に各手当の趣旨を改めて確認することも必要ではないでしょうか。

現在も労働契約法20条に関する裁判が全国各地の裁判所で係属しています。特に有名なものとしてメトロコマース事件（東京地裁平成29年3月23日判決）、日本郵便事件（東京地裁平成29年9月14日裁判決）などがあります。これらの裁判が最高裁判所で争われることになれば、「不合理」な差異に関する議論がより深まっていくことになるかと思われますので、引き続きその動向を注視する必要があります。

※1 ハマキョウレックス事件 http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=87784

※2 長澤運輸事件 http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=87785

歌舞伎の楽しみ方色々

弁護士 谷 口 優

歌舞伎は、歴史は古いものですが、江戸時代に繁栄を極めその後現代まで続いているもので、古典的なものですから、当時の粋を感じさせてくれる演劇です。

江戸時代に1日千両を稼ぎ出す商売として、江戸において吉原、魚河岸、歌舞伎と言われたそうで、その勢いの凄まじさは幾多の書物に書かれているところです。現在名立たる歌舞伎を演じる劇場としては、銀座の歌舞伎座、大阪の歌舞伎座、京都の南座、名古屋の御園座を挙げることができます。昔は他にも多くの演劇場が存在したそうです。

現在でも歌舞伎は多くの方の参観を得て、日本の伝統芸能の一つとして確固たる地位を築いています。

私は、60歳を過ぎてから歌舞伎に興味を持ち出しました。東京の歌舞伎座が2013（平成25）年に柿落しをした年から、家内と一緒に東京へ年に一度出向き歌舞伎を観ることに決めています。劇場で観る歌舞伎は、演じる人の息づかい、手足の運び等などが空気を振るわせ観客に伝わってくるもので、その実感を味わいたくて毎年出向きたくなるのです。

楽しみは演目だけでなく、それ以外にも楽しみがあります。劇場の入り口を入ると、主だった歌舞伎俳優のお内儀さんやお母様が入場者を出迎え見送って下さいます。その方々のお顔をお拝見できるのも楽しみの一つです。今年の演目の主だった役者の奥様が出迎えて下さいました。その方は30～40年以上前に映画で観た女優さんで粋な和服姿で出迎えて下さいます。その姿は私に過去の郷愁を呼び起こしてくれるものでした。舞台のひとこまに子役として登場する役者の母親も入り口で出迎えて下さいました。テレビや映画に出演されている現役の女優さんです。その姿は煌びやかな女優さんというより子を思う母親としての様子が窺えました。これも歌舞伎の楽しみです。

歌舞伎の楽しみはそれだけではありません。歌舞伎には中入りの時間が設けられています。その時に頂くお弁当も一興をそそる楽しみです。そのため劇場内ではお弁当が販売されていません。私はそこでお弁当を購入せず、近隣の百貨店の地下街で、好きなお弁当を選び購入するのを楽しみにしています。家内と二人地下のお惣菜売り場を歩き回り、お弁当を選びそれをもって劇場へ入り、幕間にお弁当を頂くのも、劇場へ出向く楽しみの一つとなっています。

私は、演目を楽しむ助けをしてくれる、ラジオを劇場内で必ず借りて、楽しむことにしています。開演前からスイッチを入れると、登場する役者の紹介、今回の演目の見どころ、その演目はいつの時代から上演され、誰の十八番であるのか、台詞に込められた意味合いなども事細かに説明してくれ、演じられる舞台をより一層楽しく、より深い理解へと誘ってくれます。

このように歌舞伎にはいろいろの楽しみがあります。歌舞伎を観戦され、人それぞれの個性ある楽しみ方を見つけて下さい。

架空請求詐欺にご注意

弁護士 相 羽 洋 一

1 特殊詐欺の蔓延

オレオレ詐欺以降、日本中に蔓延した特殊詐欺は、年々被害件数と被害額が増加してきています。平成29年は、5年前の平成24年と比較すると、全国で認知された件数が8,693件から18,212件と倍増しています。被害額は平成26年に565億円と最高を記録した後減少が続いていますがそれでも394億円と多額に上っています。全国の警察、消費者団体、自治体などが被害の予防を必至で呼び掛けていますが一向に衰えていません。

特殊詐欺との中には主にオレオレ詐欺（平成29年8,496件）、架空請求詐欺（5,753件）、還付金詐欺（3,129件）があり、これらで全体の95%を占めています。未だにオレオレ詐欺は増加傾向にあり、架空請求も増加しています。

2 架空請求詐欺の手口

架空請求詐欺というのは、被害者に身に覚えのない料金を請求する詐欺です。ハガキやメールを送りつけて、主に「インターネット料金」「インターネットのサイトの登録料・退会手数料」を請求したり「裁判手続の最終通知」をして連絡を求めたりします。これらの「架空請求」としての特徴は、まずどんな料金が曖昧であることです。インターネットのサイトの名称・運営者も利用等の時期（時には金額）も記載がないのですが、受取人が確認したくなるのが付け目です。連絡は電話でするように求めている、電話の問い合わせによって受取人の個人情報を取得しようとします。さらに支払や連絡がない場合には訴訟を起こすとか差押えをすると脅し文句を付加しています。裁判に関する知識のない多くの受取人はこれに驚いてしまいます。

詐欺グループは、受取人の個人情報はほとんど知りません。メールアドレスだけとか、電話番号だけとか、住所氏名だけとかです。受取人に連絡をとるように仕組んでいます。ですから、連絡をとらなければ詐欺グループは次の手を打てなくなりますが、連絡により一定の情報を得ると、その後は繰返しあの手この手で重ねて種々の要求をするようになるのです。

3 架空請求詐欺の被害防止

架空請求の特徴に合致するメールやハガキに対しては、無視して連絡をとらないことが一番です。1, 2度繰り返してメールなどが来ることもありますが、それ以上に進展することなく終わります。ただ、メールやハガキが架空かどうか分からないこともあるかもしれません。その時は、送り先に直接確認の連絡をとるのではなく、まず警察や自治体などの窓口（「詐欺相談」で検索できます）や、弁護士にご相談ください。万一連絡をとってしまった後でも、これらの窓口や弁護士に相談することも大切です。

なお、裁判所からの正式な書面が届く場合があります。実在する裁判所名で差し出された書面は、放置すると思わぬ損害が生じることがありますから、心当たりがある場合にもない場合にも必ず弁護士にご相談になることをお勧めいたします。

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(ゆ)215 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問合せ下さい。尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。
※取り下げ最終期日 平成29年7月21日
法務省管轄支局 民事訴訟管理センター
東京都千代田区霞が関3丁目1番7号
取り下げ等のお問合せ窓口 03-6384-4990
受付時間 9:00～20:00(日、祝日除く)

【架空請求ハガキの例】

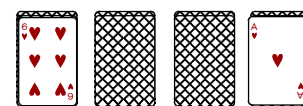
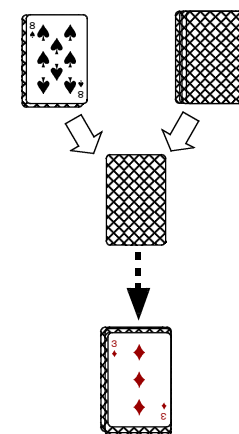
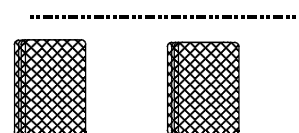
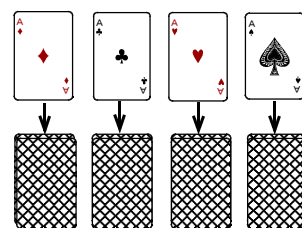
易しいマジックアラカルト12

4枚のAの宙返り

弁護士・弁理士 相 羽 洋 一

(名古屋アマチュア・マジシャンズ・クラブ会長)

- ①トランプ1組の中から4枚のAを抜き出して表向きで横に並べてください。それぞれのAの下に、A以外のカードを3枚ずつ、裏向きで並べてください
- ②それぞれのAを表向きのまま、その下の3枚の裏向きのカードの中から(何枚目でもかまいません)に差し込んでください。
- ③どれでも好きな山を1つ取り上げてそのまま他の3つの山のどれかの上に重ねてください。残りの2つの山のどちらかをそのまま他の残った山に重ねてください。8枚の山が2つできました。
- ④2つの山の好きな方を取り上げてください。そして裏表が変わらないようよく切り混ぜてください。その全体をひっくり返して左手に持って下さい(右図のように一番上が表になるとは限りません)。
- ⑤テーブルの山(ひっくり返さなかった山)の一番上のカード1枚をそのまま手前の中央において下さい。手に持ったカードの一番上のカード1枚を手前中央に置いたカードの上にそのまま重ねてください。続けてテーブルの山の一番上のカード1枚を手前中央のカードの上に重ねてください。さらに左手のカードの一番上のカード1枚を手前中央のカードの上に重ねてください。以後も同様にテーブルの山、左手の山と交互に1枚ずつを取ってテーブル手前中央のカードに重ねてください。裏表バラバラの16枚のカードの山が手前中央にできました(右図のように一番上が表になるとは限りません)。
- ⑥テーブルの山をそのまま左手に持って下さい。そしてテーブルに1枚ずつ左から右へ横に4枚を並べて下さい。続いて左手のカードをテーブルの4枚のカードの上に、左から1枚ずつ重ねてください。さらに同様に左手の残りのカードを順序よく4つの山に重ねて、4枚のカードの山を4つ作って下さい(右図のように表が出るかどうか、何枚がどこに出るかは場合によって異なります)。
- ⑦一番左の山全体を取り上げてひっくり返して右隣の山に重ねてください。つづけて重ねた山全体を取り上げてひっくり返して右隣の山に重ね、最後にその重ねた山全体をひっくり返して一番右の山に重ねてください。16枚の山が1つできました。これまで何度かカードを裏返すことを繰り返してきましたから裏表はどうなっているか分かりませんね。
- ⑧ではカードの山を取り上げてテーブルに広げて下さい。何と! 4枚のAだけが…



⑦裏返して重ねる

⑦裏返して重ねる

⑦裏返して重ねる